

1. 離島振興法の改正法案は第180回通常国会において可決、平成25年4月1日施行

2. 施行に当たり、離島振興対策実施地域の振興を図るための離島振興基本方針を国が策定

3. 離島振興基本方針(案)のポイント

改正離島振興法の目的規定に明記された「**無人離島の増加及び人口の著しい減少の防止並びに離島における定住の促進**」を図るため離島地域における基礎条件の改善及び産業振興等に係る施策について、現行の基本方針を踏まえつつ内容を充実

新基本方針(構成案)	現行基本方針から充実させた主な内容
1. 序文	
2. 離島の振興の意義及び方向 ・離島の振興の意義 ・離島の振興の方向	○領域・排他的経済水域等の保全などの離島が担う国家的・国民的役割を維持するためにも離島振興が必要である旨追記 ○振興の方向を改正法の目的規定に沿って整理(自立的発展の促進、生活の安定、福祉の向上、地域間交流の促進)
3. 国の支援の基本的考え方 ・国の責務 ・離島活性化交付金等事業計画 ・離島特別区域制度の整備	○国が責任を持って所要の施策を推進する旨追記 ○ <b>離島活性化交付金等事業計画制度等の推進</b> について追記 ○ <b>離島特別区域制度について、地方公共団体からの積極的な提案を促しながら総合的に検討</b> する旨追記
4. 離島振興計画の指針となるべき基本的事項	○改正法に規定された様々なソフト施策等に関する配慮規定等を踏まえ内容を追記 ・ <b>妊婦支援</b> ・ <b>子どもの修学支援</b> ・ <b>人の往来・物資の流通に要する費用の低廉化</b> ・ <b>就業促進</b> ・ <b>地震・津波防災</b> ・ <b>介護サービスの確保</b> 等
5. 離島の振興に関するその他の事項 ・離島振興計画のフォローアップ ・国土審議会への報告	○ <b>国、都道府県による離島振興施策のフォローアップ</b> について追記 ○国土審議会の結果を踏まえ必要に応じて施策の見直し等を行う旨追記

4. スケジュール

2月20日                      ・国土審議会離島振興対策分科会

3月29日                      ・官報掲載

## 離島振興法の体系

## 離島振興基本方針の策定

【国土審議会】

意見

 【主務大臣 ※】  
 離島振興基本方針の策定、公表

協議

関係行政機関の長

 ※【主務大臣】  
 国土交通大臣、総務大臣、農林水産大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣

## 離島振興計画の策定

【市町村】

離島振興計画(案)の作成

【都道府県】

市町村計画(案)を反映し、離島振興計画を策定

【主務大臣 ※】へ計画を提出

【主務大臣 ※】

関係行政機関の長へ計画を通知

意見

関係行政機関の長

【主務大臣 ※】

離島振興基本方針への適合確認(適合の場合、その旨都道府県に通知)

## 離島振興計画に基づく事業の実施

- ・国による離島振興計画の円滑な実施等に必要な財政措置(港湾、漁港、道路事業等の補助率の嵩上げ)
- ・都道府県は離島の活性化に資する事業等を「離島活性化交付金等事業計画」に位置づけて総合的かつ着実に推進(参考2参照)

### 離島活性化交付金等事業計画

離島の活性化に資するソフト施策等の総合的な推進  
(都道府県が策定、国へ提出)

国が交付金等を交付

離島の活性化に資する事業

離島流通に係る事業

離島医療支援に係る事業

高度情報通信ネットワーク  
の充実に係る事業

高校修学支援に係る事業

離島漁業振興に係る事業

---

■ 離島振興対策実施地域の活性化に資する事業等で政令で定めるもの  
各省の事業

+

■ その他の離島振興対策実施地域の活性化に資する事業等として政令で定めるもの  
・ 離島ガソリン流通コスト支援事業  
・ 地域公共交通確保維持改善事業

国は実施内容を毎年度公表

## 改正離島振興法のポイント

### 1. 目的規定の充実

- ① 離島の領域・排他的経済水域等の保全、食料の安定的な供給などの国家的・国民的役割の明確化
- ② 他の地域に比較して厳しい自然的社会的条件下にある離島の現状と背景の明確化
- ③ 地域間交流の促進、無人離島の増加及び人口の著しい減少の防止、定住の促進等、離島振興の目的の拡大

### 2. 基本的施策の充実

- ① ソフト施策について規定を充実
  - ・産婦人科医のいない離島に住む妊婦の健診・出産に係る通院・入院に対する支援
  - ・介護サービスの充実、介護施設の整備
  - ・人の往来及び物資の流通に要する費用の低廉化
  - ・高校未設置の離島における高校生の修学支援、離島高校の教職員の確保
  - ・再生可能エネルギーの活用に対する支援、離島のガソリン流通コスト軽減対策の推進
- ② 離島活性化交付金等の交付
  - ・新たな仕組みとして、離島活性化交付金等事業計画を創設
  - ・本計画に基づき交付金等を交付
 (対象事業: 離島活性化交付金、高校生修学支援、離島漁業振興、離島医療支援等に係る事業)
- ③ 離島特別区域制度の整備
  - ・制度創設について総合的に検討

### 3. その他の措置

- ① 防災のための財政措置
  - ・防災機能の強化を図るための海岸、道路、港湾、漁港等の整備に係る事業への財政措置
- ② 特に重要な役割を担う離島の保全・振興
  - ・特に重要な離島に対する保全・振興に係る特別措置を検討

## 附帯決議のポイント

### 1. ソフト施策の充実

- ① 交通、医療、教育等の多岐にわたる分野での定住に資する施策の実施
- ② 人の往来及び物資の流通に要する費用の低廉化に資する施策の充実
- ③ 離島活性化交付金制度の積極的かつきめ細やかな活用

### 2. 離島活性化交付金等事業計画に記載する事業等

- ① 離島漁業再生支援交付金
- ② 携帯電話等エリア整備事業
- ③ へき地保健医療対策費
- ④ 医療施設等設備整備費
- ⑤ 医療施設等施設整備費
- ⑥ 離島流通効率化事業
- ⑦ 離島高校生修学支援事業
- ⑧ 妊婦の通院・入院に対する支援事業
- ⑨ 離島活性化に資する事業

### 3. 公表する事業等

- (事業計画の記載事業等及び以下の事業等)
- ① 地域公共交通確保維持改善事業
  - ② 離島ガソリン流通コスト支援事業

### 4. 離島特別区域制度

- ① 法制整備の検討
- ② 離島の活性化と定住の促進に資する規制の特例措置、金融・財政上の措置を盛り込むこと

### 5. その他

- ① 離島航路・航空路への必要な支援
- ② 成功事例の収集、周知 等